

## センター通信

大 夕 研 第

1 2 号

年 月 日

令和 6年 3月29日

添 付 書 類

有 ・ (無)

宛 先 事業者各位 (大阪府 A 地域)

差 出 人 公益財団法人大阪タクシーセンター 研修所

件 名 新規講習の期間等の変更について

平素は、当センターの業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和6年3月15日付けで旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項が一部改正（雇入れ後少なくとも10日間の指導（下線部を削除））されたことから、当センターにおいて講習期間や講習内容の見直しを行い大阪府A地域・新規講習（新たにタクシー運転者として雇い入れた者に対して行う講習（「新任運転者研修」を名称変更））の期間を、令和6年4月1日（月）から、4日間を3日間に変更します。

また、他の講習及び研修についても、別紙のとおり入校日及びカリキュラムを変更します。

詳しくは、当センターホームページをご確認ください。

なお、いずれの講習及び研修につきましても混雑状態が続いておりますので、入校状況をご確認のうえ、受講いただきますようお願いいたします。

## 【参考】主な変更

## 1 新規講習（「新任運転者研修」を名称変更）

○受 付 月・火曜日・9時から9時30分まで

○期 間 3日間（3日目に法令・安全・接遇に関する試験と地理の効果測定を実施）

## 2 現任運転者研修

○受 付 第1・3月曜日・9時から9時30分まで

○期 間 2日間

## 3 自主研修

○受 付 月曜日・9時から9時30分まで

○期 間 1日間

## 4 自主（バリアフリー）研修

○受 付 金曜日・9時から9時10分まで

○期 間 1日間

本通信に関する問い合わせ先

〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見4-5-9

公益財団法人 大阪タクシーセンター 研修所

TEL 06-6933-5616 FAX 06-6933-5612

## センター通信

大 夕 研 第

1 3 号

年 月 日

令和 6 年 3 月 2 9 日

添 付 書 類

有 ・ (無)

宛 先

事業者各位（大阪府 B 地域）

差 出 人

公益財団法人大阪タクシーセンター 研修所

件 名

講習の期間等の変更について

平素は、当センターの業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和 6 年 3 月 15 日付けで旅客自動車運送事業運輸規則第 36 条第 2 項が一部改正（雇入れ後少なくとも 10 日間の指導（下線部を削除））されたことから、当センターの講習期間や講習内容の見直しを行い、大阪府 B 地域においても講習等の入校日、費用及びカリキュラムを変更します。

詳しくは、当センターホームページをご確認ください。

なお、いずれの講習及び研修につきましても混雑状態が続いておりますので、入校状況をご確認のうえ、受講いただきますようお願いいたします。

## 【参考】主な変更

## 1 新規講習（「新任運転者研修」を名称変更）

○受 付 火曜日・9時から9時30分まで

○期 間 3日間（3日目に法令・安全・接遇・地理の効果測定を実施）

## 2 新規講習（「新任運転者研修」を名称変更）地理

○受 付 火曜日・9時から9時30分まで

○期 間 1日間（地理の効果測定を実施）

○費 用 2,000円

## 3 自主（バリアフリー）研修

○受 付 金曜日・9時から9時10分まで

○期 間 1日間

本通信に関する問い合わせ先

〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見 4-5-9

公益財団法人 大阪タクシーセンター 研修所

TEL 06-6933-5616 FAX 06-6933-5612